

直接請求に必要な署名の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づき、各種の直接請求をする場合に必要な選挙権を有する者の署名の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

一宮市選挙管理委員会

委員長 倉 兼 清 子

別紙のとおり

1. 市の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を市長に請求するために必要な数
(地方自治法第74条第1項)
6,229 人
2. 市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査を市の監査委員に請求するために必要な数
(地方自治法第75条第1項)
6,229 人
3. 市の議会の解散を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数
(地方自治法第76条第1項)
103,803 人
4. 市の議会の議員の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数
(地方自治法第80条第1項)
103,803 人
5. 市長の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数
(地方自治法第81条第1項)
103,803 人
6. 市の副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職を市長に請求するために必要な数
(地方自治法第86条第1項)
103,803 人
7. 市の教育委員会の教育長又は委員の解職を市長に請求するために必要な数
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
103,803 人
8. 合併協議会の設置を市長に請求するために必要な数
(市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項)
6,229 人
9. 合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう市の選挙管理委員会に請求するために必要な数
(市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
51,902 人